

## 美咲町障害福祉サービス支給決定基準

(趣旨)

### 1. 支給決定基準趣旨

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害福祉サービスを利用する場合に、美咲町の支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」を設けるとともに、その障害支援区分及び支給決定の勘案事項等に基づき、支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を設けて行うことが必要となることから、障害支援区分及び勘案事項等に基づく支給決定基準の考え方を整理するものである。

(障害支援区分、基準支給量、支給決定の考え方)

### 2. 障害福祉サービスについての考え方

#### (1) 障害支援区分

障害支援区分は、次に掲げる用途に用いられる。

- ①障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、美咲町がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ
- ②生活介護や療養介護等のサービス利用対象者の要件
- ③国からの市町村に対するホームヘルプサービス等の国庫負担基準

#### (2) 基準支給量

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）については、障害支援区分ごとの支給量を算出し、さらに、介護者の状況等の勘案事項から支給量の調整を行い、基準支給量を設定する。

イ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、国から示されている月の利用日数（当該月の日数から8を差し引いた日数）を基準支給量とする。ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合について、支給日数を増やすことは可能とする。

ウ 入所・居住系サービス（療養介護、施設入所支援、共同生活援助）及び地域相談支援については、各月の日数が利用日数となることから、当該月の日数を基準支給量とする。

エ 短期入所については、一時的、緊急避難的要素が強いものとして位置付けられているため、基本支給量内には算定せず、原則として10日以内を支給量とするものとする。ただし、短期入所の性質上やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合のみ、一時的に支給量を増やすことは可能とする。

#### (3) 支給決定

ア 支給決定は、障害支援区分ごとの基準支給量、家族等の介護者の状況や社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービスの利用意向（利用希望サービス、利用希望量、週の利用スケジュール等）サービス利用計画案を作成した場合は計画案に基づき、サービスの種類、支給量、支給決定期間を個別に決定する。

イ 支給決定に当たっては、支給基準量を支給決定の上限として、サービスの利用希望量が規定する基準支給量の範囲内であれば希望どおり支給決定を行い、利用希望量が基準支給量を超える場合は、久米郡障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）に意見を聴いて支給決定を行う。

(支給決定基準)

### 3. サービスごとの支給決定基準

#### (1) 居宅介護

障害支援区分1以上(障害児は障害支援区分の認定を行わない。)の者について、各障害支援区分の支給量は下記のとおりとする。なお、国庫負担基準を基本として、基準支給量を設定する。

ただし、通院等介助(身体介護を伴うもの)の対象者は、障害支援区分2以上の者で障害支援区分認定調査項目のうち、

- ①「歩行」：「全面的な支援が必要」
- ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
- ③「排尿」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
- ④「排便」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
- ⑤「移動」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

のいずれか一つ以上に設定されている者とする。

なお、障害児については、障害の種類や程度の把握のために次に掲げる11項目の調査を行った上で支給の可否及び支給量を決定する。

A「食事」

B「排泄」

C「入浴」

D「移動」

E「行動障害および精神症状」

E-1 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。

E-2 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)

E-3 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。

E-4 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。

E-5 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。

E-6 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。

E-7 学習障害のため、読み書きが困難。

また、居宅介護のうち障害児に係る通院等介助(身体介護を伴う場合)の対象者については、上記の調査を行った上で、障害者に係る通院等介助(身体介護を伴う場合)の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」及び「排便」について支援が必要と想定されるかどうかを町が判断する。

<居宅介護対象者>

| 障害支援区分      | 区分 1  | 区分 2  | 区分 3  | 区分 4   | 区分 5   | 区分 6<br>(通所サー<br>ビス併用) | 児童    |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|------------------------|-------|
| 国庫負担基準 (単位) | 3,040 | 3,930 | 5,770 | 10,850 | 17,380 | 25,000<br>(22,010)     | 9,750 |
| 身体介護提供可能時間  | 8     | 10    | 15    | 27     | 44     | 63<br>(55)             | 25    |
| 家事援助提供可能時間  | 16    | 21    | 30    | 56     | 89     | 128<br>(113)           | 50    |

| 障害支援区分                             | 区分 1  | 区分 2  | 区分 3  | 区分 4   | 区分 5   | 区分 6<br>(通所サー<br>ビス併用) | 児童     |
|------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|------------------------|--------|
| 国庫負担基準 (単位)                        | 6,280 | 7,130 | 9,010 | 14,040 | 20,570 | 28,230<br>(22,010)     | 13,010 |
| 通院等介助 (身体介護<br>を伴うもの) 提供可能<br>時間   |       | 18    | 23    | 35     | 52     | 71<br>(55)             | 33     |
| 通院等介助 (身体介護<br>を伴わないもの) 提供<br>可能時間 |       | 37    | 46    | 72     | 105    | 145<br>(113)           | 67     |
| 通院等乗降介助<br>提供可能回数                  | 63    | 71    | 90    | 140    | 204    | 280<br>(218)           | 129    |

(2) 重度訪問介護

障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり障害支援区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者及び障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上ある者について、各障害支援区分の支給量は次のとおりとし、この支給量に対して家族等の状況により調整して基準支給量を設定する。

15歳以上の児童に対しては、児童福祉法第63条の3の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、美咲町に通知した場合に障害者と同様の手続きに準じて設定等行うこととする。

<重度訪問介護対象者>

| 障害支援区分       | 区分4    | 区分5    | 区分6    | 区分4~6の介護<br>保険給付対象者 |
|--------------|--------|--------|--------|---------------------|
| 国庫負担基準（単位）   | 28,430 | 35,630 | 50,800 | 17,340              |
| 重度訪問介護提供可能時間 | 156    | 195    | 278    | 95                  |

(3) 行動援護

障害支援区分3以上（児童は障害支援区分の認定を行わない。）で、障害支援区分認定調査項目のうち行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目の調査を行い、合計得点が10点以上である知的障害・精神障害のある者及び児童について、各障害支援区分の支給量は次のとおりとし、この支給量に対して家族等の状況により調整して基準支給量を設定する。

<行動援護対象者>

| 障害支援区分     | 区分3<br>(通所サービス<br>併用) | 区分4<br>(通所サービス<br>併用) | 区分5<br>(通所サービス<br>併用) | 区分6<br>(通所サービス<br>併用) | 児童     | 区分3~6<br>の介護保<br>険給付対<br>象者 |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------|-----------------------------|
| 国庫負担基準（単位） | 15,310<br>(11,680)    | 20,630<br>(15,210)    | 27,440<br>(19,320)    | 35,660<br>(23,280)    | 19,480 | 8,820                       |
| 行動援護提供可能時間 | 38<br>(29)            | 51<br>(38)            | 68<br>(48)            | 88<br>(58)            | 48     | 22                          |

(4) 同行援護

障害支援区分の認定は行わず、同行援護アセスメント調査票の項目中、「1視力障害」「2視野障害」「3夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4移動障害」の点数が「1点以上」の者または障害児について、支給量は次のとおりとする。

<同行援護対象者>

| 障害支援区分     | 区分 1～区分 6 | 児童     |
|------------|-----------|--------|
| 国庫負担基準（単位） | 13,270    | 13,270 |
| 同行援護提供可能時間 | 45        | 45     |

(5) 重度障害者等包括支援

障害支援区分 6 で意思疎通に著しい困難を有する者であつて、

- ① 重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態で人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度知的障害のある者、
- ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目(1 2 項目)等の合計点数が 1 0 点以上である者または児童であつて、審査会において重度障害者等包括支援の対象となることが相当であると判定された児童について支給量は次のとおりとし、この支給量に対して家族等の状況により調整して基準支給量を設定する。

<重度障害者等包括支援>

| 障害支援区分          | 区分 6   | 区分 6 の介護保険給付対象者 |
|-----------------|--------|-----------------|
| 国庫負担基準（単位）      | 94,770 | 66,540          |
| 重度障害者包括支援提供可能単位 | 94,770 | 66,540          |

<重度障害者等包括支援給付対象者であるものが、居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護にかかるサービスを受ける場合>

| 障害支援区分          | 区分 6   | 区分 6 の介護保険給付対象者 |
|-----------------|--------|-----------------|
| 国庫負担基準（単位）      | 72,780 | 44,550          |
| 重度障害者包括支援提供可能単位 | 72,780 | 44,550          |

(6) 短期入所

障害支援区分 1 以上で、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により障害者支援施設、その他の施設へ短期間の入所を必要とする者または児童について、支給する基準量は次のとおりとする。

| 障害支援区分 | 区分 1～6 及び児童 |
|--------|-------------|
| 短期入所   | 10 日以内／月    |

ただし、短期入所の性質上、やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合は、一時的に支給量を増やすこと（特例）は可能とする。

なお、長期（連続）利用日数については30日を限度とし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、年間利用日数が180日を超えないようにしなければならない。

また、障害児の短期入所については、現行の単価基準に準じて、次のとおり単価区分を適用する。

※短期入所の単価区分

【区分3】居宅介護におけるAからDの項目のうち、「全介助」が3項目以上又はEの項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上

【区分2】居宅介護におけるAからDの項目のうち、「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又はEの項目のうち「週に1回以上」が1項目以上

【区分1】区分3又は2に該当しない児童で、居宅介護におけるAからDの項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

(7) 生活介護

生活介護（☆）

障害支援区分3（併せて施設入所支援を行う場合は区分4）以上、50歳以上は区分2（併せて施設入所支援を行う場合は区分3）以上である者について、支給する基準量は次のとおりとする。

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 障害支援区分 | 50歳未満は区分3以上（入所の50歳未満は区分4以上） |
|        | 50歳以上は区分2以上（入所の50歳以上は区分3以上） |
| 生活介護   | 当該月の日数から8を差し引いた日数／月         |

(8) 療養介護

障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、高度な医療的ケアを必要とする者、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、これらに準じる状態と市町村が認めた者について、支給する基準量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分5以上    |
| 療養介護   | 当該月の日数／月 |

(9) 自立訓練

ア 機能訓練（☆）

障害支援区分の認定は行わず、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障害のある者について、支給する基準量は次のとおりとする。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし              |
| 機能訓練   | 当該月の日数から8を差し引いた日数／月 |

イ 生活訓練（☆）

障害支援区分の認定は行わず、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のため支援が必要な知的障害・精神障害のある者について、支給する基準量は次のとおりとする。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし              |
| 生活訓練   | 当該月の日数から8を差し引いた日数／月 |

(10) 就労移行支援（☆）

障害支援区分の認定は行わず、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ企業等の雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の者または65歳以上の者（65歳に達する5年間（入院等により障害福祉サービスの支給決定を受けていない期間を除く）引き続き障害福祉サービスの支給決定を受け、かつ

65歳に達する前日に就労移行支援の支給決定を受けていた者に限る)について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし              |
| 就労移行支援 | 当該月の日数から8を差し引いた日数/月 |

(11) 就労継続支援

ア A型 (☆)

障害支援区分の認定は行わず、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる者(利用開始時に65歳未満の者または65歳以上の者(65歳に達する5年間(入院等により障害福祉サービスの支給決定を受けていない期間を除く)引き続き障害福祉サービスの支給決定を受け、かつ65歳に達する前日に就労継続支援A型の支給決定を受けていた者に限る)について、基準支給量は次のとおりとする。

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 障害支援区分   | 区分要件なし            |
| 就労継続支援A型 | 当該月の日数から8を差し引いた日数 |

イ B型 (☆)

障害支援区分の認定は行わず、①企業等や雇用型での就労経験がある者で年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者、②就労移行支援事業を利用したが企業等や雇用型の雇用に結びつかなかった者、③50歳に達している者または障害年金1級受給者、④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業・A型の利用が困難と判断された者について、基準支給量は次のとおりとする。

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 障害支援区分   | 区分要件なし            |
| 就労継続支援B型 | 当該月の日数から8を差し引いた日数 |

(12) 施設入所支援

生活介護の対象者で障害支援区分4(50歳以上は区分3)以上である者、自立訓練又は就労移行支援の対象者で生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源等の状況により通所することが困難な者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 障害支援区分 | 区分4以上(50歳以上は区分3以上) |
| 施設入所支援 | 当該月の日数/月           |

(13) 共同生活援助

障害支援区分にかかわらず、就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している身体障害・知的障害・精神障害のある者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 共同生活援助 | 当該月の日数/月 |

(14) 地域移行支援

障害支援区分にかかわらず、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 地域移行支援 | 当該月の日数/月 |

(15) 地域定着支援

障害支援区分にかかわらず、居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を必要とする者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 地域定着支援 | 当該月の日数/月 |

(16) 就労定着支援

障害支援区分にかかわらず、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）について、基準支給量は次のとおりとする。なお、暫定支給決定を行わずに支給決定を行う。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 就労定着支援 | 当該月の日数/月 |

(17) 自立生活援助

障害支援区分にかかわらず、障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していただ障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に援助が必要な者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 自立生活援助 | 当該月の日数/月 |

(18) その他

☆印のついている事業の月利用日数（日）については、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

上記3（1）～（7）までのサービスについて、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）適用者（介護保険の被保険者である65歳以上の障害者で要介護状態又は要支援者状態の者（40歳以上65歳未満の場合は、その要介護状態または要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾患によって生じたもの））に対する支給決定の考え方は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日/障企発第0328002号/障障発第0328002号/厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知）」による基準を適用し、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用させるのではなく、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、基準支給量の範囲内で支給決定することができる。



(非定型支給決定)

4. 支給決定基準と乖離する支給決定（「非定型」の支給決定）

個々の障害のある人の事情に応じ、支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由を附して審査会等へ意見を聴くこととする。

(1) 「非定型」の判断基準

サービス利用希望が町の定める支給決定基準と乖離するものであって、サービス利用計画の作成に当たり、3か月を超えて引き続きサービス利用が必要であると認めるもの。

なお、心身の状態の変化により支給決定基準と乖離し「非定型」として判断されるものについては、心身の状態の変化に係る専門的見解について、医療機関や児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等専門機関の意見を聴くこととする。

○「非定型」の判断材料（例）

- ・サービス利用計画及び過去3か月間のサービス利用状況
- ・補装具及び日常生活用具の交付状況、移動支援等利用状況
- ・住宅のバリアフリーの整備状況
- ・世帯構成

・医療機関や児童相談所等専門機関の意見（心身の状態の変化により支給決定基準と乖離し「非定型」として判断されるものに限る。）

(2) 審査会等での検討

審査会は、町より「非定型」としての支給決定に対して、その要否について意見を求められた場合は、下記の資料や当該支給決定要否決定に係る障害のある人等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴いて意見を述べることとなっており、美咲町はこれら審査会等の意見を踏まえ支給決定を行う。

○支給要否決定にあたり審査会等で必要とされる資料等（例）

- ・支給決定案
- ・支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由
- ・当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見

(3) 経過措置

平成18年10月からの支給決定に当たって、「非定型」の支給決定を行う必要がある場合、既に支給決定案の支給量と同量のサービスを利用している者については、経過措置として審査会へ諮ることなく、従来の決定量をもって決定を行うことも可能とする。ただし、新たにサービス量の増を希望する者についてはこの限りではない。

(不服申立て)

5. 岡山県への不服申立て

(1) 概要

障害者総合支援法においては、美咲町が行った支給決定等について不服がある障害者等は、岡山県知事に対して審査請求をすることができるとされ、岡山県では、法第98条第1項の規定に基づき条例（平成18年岡山県条例第26号）を制定し、「岡山県障害者介護給費等不服審査会」を設置している。（当該不服審査会への付議は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②その他知事が不服審査会の審査を要しないと認める場合は行わないとしている。）

○審査請求先等

| 審査請求先             | 合議体名称 | 管轄地域                         |
|-------------------|-------|------------------------------|
| 岡山県障害者介護給付費等不服審査会 | 岡山県   | 岡山県内市町村<br>(審査請求は岡山県美作県民局経由) |

※審査請求書は、処分庁（美咲町）を経由して提出することもできる。

(2) 審査請求の対象となる処分

ア 障害支援区分に関する処分

- ・障害支援区分の認定（法第21条第1項）
  - ・障害支援区分の変更認定（法第24条第4項）
- ※訓練等給付の支給決定に際して設定する「スコア」は、審査請求の対象とならない。

イ 支給決定に係る処分

- ・介護給付費等の支給要否決定（法第22条第1項）
- ・地域相談支援給付費等の給付要否決定（法第51条の7第1項）
- ・支給決定（障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定）（法第22条第7項）
- ・支給決定の変更の決定（法第24条第2項）
- ・支給決定の取消しの決定（法第25条第1項）

- ・地域相談支援給付決定（地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定）（法第51条の7第7項）
- ・介護給付費（法第29条第1項）
- ・特例介護給付費（法第30条第1項）
- ・訓練等給付費（法第29条第1項）
- ・特例訓練等給付費（法第30条第1項）
- ・地域相談支援給付費（法第51条の14第1項）
- ・特例地域相談支援給付費（法第51条の15第1項）

ウ 利用者負担に係る処分

- ・利用者負担の月額上限に関する決定（法第29条第4項）
- ・利用者負担の災害減免等の決定（法第31条）
- ・高額障害福祉サービス費等給付費の給付決定（法第76条の2第1項）
- ・特定障害者特別給付費（法第34条第1項）
- ・特例特定障害者特別給付費（法第35条第1項）

※社会福祉法人等利用者負担軽減措置は、法に基づく処分ではないため、その対象者の認定は審査請求の対象とはならない。

(3) 審理の留意点

ア 関係法令、処分を行った町の支給決定基準等に照らして審査を行う。

支給決定については、基本的に町の支給決定基準が公平かつ適正に適用されているかどうかを中心に審査を行う。

イ 審理については、審査請求時点ではなく、原処分が行われた時点での事実関係について行う。

(改正履歴)

施行期日：平成21年4月1日

報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：平成23年10月1日

同行援護の追加

施行期日：平成24年4月1日

障害者自立支援法改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：平成31年4月1日

障害者総合支援法の一部改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：令和3年4月1日

報酬及び国庫負担基準改定による見直し